

令和 8 年 7 月 14 日

市内指定居宅介護支援事業所 御中

名古屋市健康福祉局
高齢福祉部担当課長

令和 8 年度第 1 回高齢者いきいき相談室研修開催について

見出しの研修を別添開催要項のとおり開催します。なお、今回も(1) オンライン方式 または (2) アーカイブ(録画)配信での実施です。

令和 8 年 10 月 1 日から新規に高齢者いきいき相談室を受託するには、今回の研修又は令和 7 年度に実施した研修の受講が必要です。

すでに、高齢者いきいき相談室を受託中の事業所は、今回の研修を受講しなくても令和 8 年度末（令和 9 年 3 月）までは受託ができます。ただし、令和 9 年度に高齢者いきいき相談室を受託するには、今回の研修又は令和 9 年 2 月に実施する研修受講が必要です。

- ※ 高齢者いきいき相談室となる居宅介護支援事業所から必ず 1 名以上（法人単位不可）受講が必要です。

※ 高齢者いきいき相談室の受託には、事業所に主任介護支援専門員が所属していることが必要です。

高齢福祉課 鈴木、加納

電話 : 052-972-2540

メール : a2549@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp